



◆ 介護サービスの利用のしかたについて紹介します

要支援1・2または非該当と認定された人

地域包括支援センターが中心となって介護予防ケアプランを作ります。

要介護認定の通知

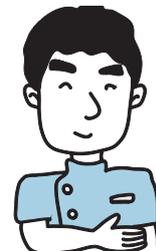
要支援1・2の人

保健師等によるアセスメント
本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。



非該当の人

保健師等による
簡易なアセスメント
チェックリスト等を用いて利用者の心身の状態等を把握し、課題を分析します。



地域包括支援センター

サービス担当者との話し合い
目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族と地域包括支援センターの担当者等を含めて検討します。



介護予防ケアプランの作成
目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。

介護予防ケアプランの作成
目標を設定して利用するサービスを決定します。

予防給付の介護予防サービスを利用

目的に応じた介護保険の介護予防サービスが利用できます。一定期間ごとに効果を評価、プランを見直します。



地域支援事業の介護予防事業を利用

介護保険の対象とはなりませんが、介護予防事業が利用できます。一定期間ごとに効果を評価、プランを見直します。



【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 介護保険係 Tel 476 - 1111 (内線 136)